

盛んに行われた試し斬

江戸寛文期、截断銘は

なぜ流行したのか？

「截断銘」とは、刀の斬れ味を実際の試し斬りで試した証を、茎に刻んだ銘文。罪人の死体を重ねて斬り、重ねた死体の数や斬れ方などで、「二つ胴截断」「三つ胴落」などと記す。截断銘が流行するのは江戸時代中期から。どのような経緯で截断銘は普及していったのか。その背景を探る。

文／伊藤三平（刀剣史研究家）

幕府御様御用を 生業とした山野家

刀工は「折れず、曲がらず、よく斬れる」の追求が課題であり、武士にとっても斬れ味は最大の関心事である。名物刀剣にも斬れ味の良さに起因する物語を持つ異銘（童子切り、鉄砲切り、籠手切り、へしきり、波遊び、二念仏、につかり等）が付けられているものも多く、名刀は斬れの良い刀と言っても過言ではない。

その斬れ味を実証した截断銘が、江戸前期の寛文元（1661）年頃に流行した寛文新刀に多い。この背景を考察したい。

*

截断銘とは人間（罪人）の胴体を使った斬れ味の検証結果を、試し切った年月、切り手氏名とともに茎に刻した銘である。寛文新刀では二つ胴、三つ胴などと、重ねて斬った胴の数を金象嵌銘として入れている。

江戸時代後期、新々刀期になると、死体の調達が難しくなったためか「両車」「太々」などの胴の部位の截断結果を入れることが多い。

新身（当時に製産された刀）に截断銘を入れるのは初代康継から見る。「三ツ胴及度々末世剣是也」など刻されたものが数本存在するし、江戸時代初期の代表的試刀家の中川左平太重良の二ツ胴落の象嵌がある刀もある。中川は1200石の旗本であり、



Examining the edge of a sword on the corpse of a criminal, as soon as the capital punishment had finished. This was made as a punishment over the latter, finally cut into pieces.

「徳川幕府刑事図譜」（国立国会図書館蔵）より「御様の図」。斬り手は、試刀家の山田浅（朝右衛門がモデルか）。

日本刀匠伝

巻

截断銘の実状

本刀ロニクル

日本刀

日本の日本刀

本刀ストーリー

試し斬りは古刀が中心で、大名・旗本など高位の依頼者による金象嵌銘が見られる。

中川の弟子の山野加右衛門永久の時代から、新身における試し斬りが盛んになる。彼は20歳から50歳までの間に約6000体を斬ったと伝わり、「天下開闢以来五ツ胴落」という截断銘が大和守安定にあると伝わっている。

加右衛門の子、山野勘十郎久英の截断銘は明暦2(1656)年より確認されている。山野家の截断銘は和泉守兼重、上総介兼重、大和守安定、長曾祢虎徹、江戸法城寺派諸工などに多い。勘十郎には江戸新刀以外に

陸奥国会津藩の三善長道や肥前刀、大坂新刀にも存在するが数は少ない。

山野家に截断銘を依頼するには、10両も要したとも伝わる。山野家への謝礼、関係牢役人などへの謝礼や準備の人情費や金象嵌銘を入れる工賃も含むのだろうか大金である。加右衛門はこの金で晩年に罪人供養のために台東区三ノ輪に永久寺を建立している。

寛文時代(1661~72年)の前には多くの試刀家が登場しており、40名以上の截断銘が確認されている。幕府御様御用は山野家の後、鶴飼十郎右衛門、松本長太夫などが務め、以降、山田浅右衛門家の代々に続く。

山野家の截断銘は寛永10年代(1633~43)から見るが、万治・寛文年間(1658~1672)が多く、これ以降の延宝、天和、貞享、元禄時代初期頃まで見受けられる。

大名も自らも行った試し斬り

斬り試しは専用の頑丈な柄を使い、重い鉛の鐺を使うなどの準備が必要だが、難しい刀術で、水心子正秀は『刀剣実用論』の中で「手の内が勝れた者でも、柔らかい胴体部位を三度試みても切れない刀があったが、浅右衛門の門弟が試し直すと堅い部位を切り落として、刃も痛まなかった」

と技量の差を記している。

この当時は戦国大名の2代目の時代だが、大名自身も試し斬りをしてきた。4代將軍家綱の事績にも新刀の試し斬りに立ち会ったことが記されているし、歴史研究家の氏家幹人氏の著書『大江戸死体考』によると、熊本藩細川忠利、松江藩堀尾忠晴、佐賀藩鍋島勝茂、郡山藩本多政勝、紀伊藩徳川頼宣などの試し斬りの記録、逸話を紹介している。

もちろん各藩藩士にも試し斬り愛好者は多かった。同書に、越前福井藩の田辺大夫は据物斬りを趣味にしたので、草履取りは屍体を切らさないように忙しく、川原に漂着した屍体を藁などで包んで持ち帰り、縁の下や植え込みに保管していたなどの逸話が紹介されている。また加賀藩で寛文元(1661)年に出された法令に「路上の行き倒れや川の流死体を猥りに試し物にしてはいけない」というものがあり、当時の試し斬りの流行の証左と記されている。

人を殺すことに痛痒を感じない意識

戦国時代には殺す殺されるが日常茶飯事で、この時期に来日した宣教師ルイス・フロイスが1583年に記した資料には以下の記述がある。

「我々においては人を殺すことは、それを行う権限や司法権を有する人以



刀銘 長曾祢興里入道虎徹 個人蔵

寛文年間(1611~73年)前後、幕府御様御用を拝命した山野勘十郎久英の截断銘、「寛文七年八月十四日 貳ツ胴切落 山野勘十郎久英(花押)」が刻まれた虎徹の作(刀剣柴田発行『現存の優品55』より転載)。

江戸時代前期(1644~1688)の治安関係年表

和暦	在位将軍	西暦	出来事(赤字はかぶき者、赤字は辻斬り、緑字は町人刀剣規制に関する事項、黒文字はその他)
正保元	3代家光	1644	
2		1645	江戸市中のかぶき者を取り締まる。辻番の増設が命じられる、三千石以上の者は、各自で辻番所を管理し、それ以下の者および寺社は、組合をつくるよう命じられる。大小刀の寸法・頭髪に関する法度を出す。刀は二尺八、九寸、脇指は一尺八寸を限度とする。大鐔、大角鐔、朱または黄の鞘など禁止。また髪型などは大撫付、大額・大そりさげ、大髷などを禁止する。
3		1646	
4		1647	
慶安元	3代家光	1648	江戸の町人に長刀・大脇指などをつけてかぶき者になることを禁止。奉公人の真似をして刀をさすことの禁止。
2		1649	書院番、花畑番(小姓組)は各三十人ずつ毎夜交代して城下の火事を見回り、また辻番人が熟睡しないように見張ることが命じられる。
3		1650	
4		1651	慶安事件、末期養子の禁止緩和、かぶき者追捕のために江戸市中に巡回させる。
承応元	3代家光	1652	承応事件、辻斬り頻発、辻番に怠りなく勤務を命じる。町人が長刀・脇指を帯びること、衣服の奢侈を禁止する。町人召仕の帯刀は主人に従う時、または使に行く時のみに限るとする。江戸の浪人の実態調査をする。
2		1653	かぶき者取締り。辻立・門立の禁止や、辻番人の警備の強化などが触れ出される。
3		1654	奴僕の帯刀、美服の着用などが禁止。盆前に不法の輩を取り締まるように町与力、同心が命じられる。
明暦元		1655	旗本奴と町奴の争い。
万治元	3代家光	1656	御家人の子弟が鶴鶴組として市中を横行。
		1657	明暦の大火、かぶき者取締り、旗本奴の水野成之が町奴の幡随院長兵衛を殺す。
		1658	
		1659	辻番は、昼は2人、夜は4人詰めること、夜は一刻に一度ずつ巡回することなどが定められ、辻番制が強化される。
寛文元	3代家光	1660	中条信慶の奴がかぶき者として斬罪。
		1661	江戸市中の茶店・煮売りの酒の刻以降の営業禁止、夜中に火を使い煮物や売ることの禁止、夜中の不審者を辻番が改めて引き連れることが、触れ出される。
		1662	
		1663	殉死禁止、辻番所制度が改正され、辻番所の役務、手負いの者の始末、宿貸しの禁止、食べ物商売の禁止などが定められる。
4代家綱	3代家光	1664	旗本奴大小神祇組首領の水野成之切腹。
		1665	一番町の辻番人が、病死した同僚を葬儀と称して道に捨て置いた罪により、耳鼻をそがれて三日さらされ、追放となる。
		1666	御家人、旗本の喧嘩、乱行、遊蕩等の不祥事多い。
		1667	
延宝元	4代家綱	1668	町人、刀を帯びて、江戸中を徘徊の儀、いよいよ堅く無用たるべし、但し、免許の輩(御用達町人)は制外の事。猿楽師・狂言師などに対し、帯刀・若党の禁止。
		1669	旗本が吉原で喧嘩、刃傷。
		1670	辻番所内の店貸しや食べ物販売の禁止、辻番の役務を記した辻番所壁書が定められる。
		1671	
天和元	4代家綱	1672	浄瑠璃坂の仇討ち。
		1673	
		1674	
		1675	
貞享元	5代綱吉	1676	安政2年刊行『平井権八一代記』より(国文学研究資料館蔵)。
		1677	
		1678	
		1679	元鳥取藩士平井権八は辻斬りなどの罪で江戸鈴ヶ森で磔に処せられる。
元禄元	5代綱吉	1680	綱吉が5代将軍となる。
		1681	
		1682	
		1683	末期養子が吟味の上認可、江戸市中の男伊達が博奕で処罰される。武家御抱えの猿楽師・絵師および町人の帯刀の禁止(火事、旅立のときも)など諸規制を指示。江戸城内猿楽師・絵師、後藤、本阿弥の帯刀禁止。
1684	服忌令発布。		
1685	生類憐みの令。		
1686	大小神祇組の200余人を追捕し、首謀者十一人を斬罪にし、唐犬組の首領唐犬権兵衛を獄門。		
1687			
1688			



安政2年刊行『平井権八一代記』より(国文学研究資料館蔵)。

外には許されませんが、日本では、各々、自らの家で殺すことができる」
 「日本人は動物を殺すのを見ると肝をつぶすが、人殺しはありふれたことである。我々においては、誰かが他人を殺しても、正当であったり、自らの防衛のためであれば生命は助かる。」

日本では、人を殺せば、そのために死なねばならない。もしその人が姿を現さなければ別人がそれに代わって殺される」
 この風潮は江戸時代前半にも引き継がれており、新見正朝という長命の幕臣が82歳時の享保17(1732)

年に著した『八十翁疇昔話』の一節に「昔は(略)男の奉公人は少しの悪しきことや、無礼のことがあれば、各家で手討にし、逐電すれば尋ね出して殺して試し物にするから、あちこちの家で一ヶ月にこのようなことが二、三度ほどあったから、下々の者の作法

も良く、刀脇差の身も吟味していた」と記している。「昔」とは寛文時代(1661~172年)の江戸であり、新見正朝は元禄享保期になると刀の長さ、刀装なども武用から離れ、武士が懦弱に流れていくことを嘆いているのである。

(出典)『江戸東京年表』(大濱徹也・吉原健一郎編)、『新国史大年表 第五巻-I』(日置英剛編)より



岩佐又兵衛「豊国祭礼図屏風」(右隻部分。重要文化財、徳川美術館蔵)。豊臣秀吉七回忌の慶長4(1604)年に行われた、豊国神社の臨時大祭の様子を描いた屏風。右隻には、もろ肌脱いだ「かぶき者」の喧嘩の様子が描かれている。

治安が悪化していた 江戸時代前期の町

戦乱時には従来の秩序・礼儀感覚を無視した者が登場するのは南北朝時代のバサラ大名に例があるが、慶長期(1596〜1615年)には「かぶき者」と称される異形・異装の者が現れる。当時のかぶき者の大鳥居逸兵衛は長い朱鞘に「生きすぎたりや二十八 八幡ひけはとるまい」と記して闊歩していたが300人の一党とともに成敗された。彼等は命を軽んじ、主人よりも仲間との連帯を大事にしていた。

かぶき者は正保・慶安期には「旗本奴」「町奴」と呼ばれるようになり、戦場で武功を上げて立身を図る道が閉ざされた鬱憤から反社会的行動に走った旗本や、江戸の町造りで流入した無頼の町人がそれぞれにいくつかの徒党を組んで、市中での乱暴狼藉や辻斬り、人の飼犬を斬り殺して喰うなどの迷惑行為を行った。

その辻斬りが江戸初期から前期にかけて、江戸の大きな社会問題になり、対策として「辻番所」を設けたり、町奴、奴僕対策として刀剣の寸尺の規制や、町人の帯刀規制を厳しくしていた(P78〜23年表参照)。

刀工自身の宣伝にも 利用された截断銘

ここまで述べてきた諸相から、江戸の寛文新刀に截断銘が見られる背景を要約すると、以下のような実状が浮かび上がってくる。

- ① 將軍、大名から末端の武士に至るまでの試し斬りの流行(鍛武者相手の介者剣法から甲冑を着けない素肌剣法への剣技の変化が試し斬りの関心を呼ぶ)。
- ② 人の命、自分の命を軽んじる戦国時代以来続く意識。
- ③ 幕府の禁止令で辻斬りで試すのは犯罪となり、それに代わる試し斬りとして名人山野父子の工夫があり、その名声への憧れ(名人の截断

銘だからこそその価値)。

- ④ 先祖から伝わる利刀が明暦の大火で焼失し、新身の斬れ味を確認しなかったと言う理由も考えられる。当時活躍していた寛文新刀の刀鍛冶も、自身の刀剣の鋭利さの宣伝に、

截断銘を活用した面もあったのではなからうか。しかしこうした風潮、世相は、5代將軍となった綱吉が行った、徳と秩序を重んずる文治政治の徹底により、大きく変化することになるのである。

知ってる? 5代將軍綱吉が行った “意識改革”政策

延宝8(1680)年に將軍の座に就いた5代徳川綱吉は、儒学に造詣が深く、武家諸法度の冒頭を、従来の「文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事」から「文武忠孝を励し礼儀を正すべき事」へ変更して、武威から忠孝・礼儀で上下の秩序を維持する論理へと転換した。

そのためあらゆる武術の「他流試合禁止」を発令したほか、200名に及ぶ旗本奴を検挙して「かぶき者」を一掃するなど取締りを徹底。町人に許されていた脇指帯刀にも厳しい制限を設けた。

よく知られている「生類憐みの令」は、犬は特別だが、全ての生類、人々に慈悲の心が肝要として社会的弱者を救済する法令群である。違反者を厳しく取締り、慈悲や仁の心を重視して命を尊重するという価値観を社会に根付かせていった。また服忌令(親族らの死にあたって一定の期間服喪する制度)が制定され、神道思想から死や血への穢れの意識を生む。こうした綱吉の意識改革ともいえる文治政治の徹底により、道端に死体が平気で放置されるような非人道的な光景は次第になくなったのである。

江戸時代後期、 新々刀期の截断銘の背景

18世紀になると藩校の充実、寺子屋教育の普及で識字率が高まり、多くの分野で出版が盛んになり、刀剣分野も同様に各種の本が出された。情報が多くなると、それら各種情報を整理するニーズも生まれ、その一つが「刀剣番付」であり、最上作、上々作などの格付け本が販売される。同時に、斬れ味の格付けも求められる。この判断に適格なのは幕府御様御用山田浅右衛門家である。山田家の弟子の柘植平助が斬れ味に言及した『懐宝剣尺』を1797年に出版し、その実質的な改定版の『古今鍛冶備考』を山田浅右衛門吉睦(五代)は門人と共に文政13(1830)年に刊行した。この中で古刀、新刀の刀工は最上大業物、大業物、良業物、業物などと格付けされた(貴重な古名刀などは試し斬りに供されないのが掲載されていない)。

この風潮が、当時の新身(新々刀)の斬れ味にも向けられた結果、新々刀期の截断銘が生まれたと考えられる。山田家の截断銘が多い固山宗次と一門は、この結果を宣伝にも使ったのではなからうか(文/伊藤三平)。

截断銘
トリビア